

平成17年5月27日

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区東方町1番地
東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役社長 砂 川 俊 昭

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成17年6月20日（月曜日）までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館2階 「チャーチル」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第20期(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告
の件

決議事項

第1号議案 第20期利益処分案承認の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 会計監査人1名選任の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈
の件

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての
参考書類」(22頁～24頁)に記載のとおりでありま
す。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、景気拡大が続く中国向けに輸出や生産が増加したことなどから企業収益は改善し、設備投資も増加するなど前半においては堅調に推移いたしました。しかしながら、個人消費は依然として盛り上がり欠け、また、原油価格の高騰化などの懸念材料もあり、期後半に入ってから景気の先行きに対して不透明な状況で推移いたしました。

当社の参画いたしておりますエレクトロニクス業界におきましては、薄型テレビ（PDP・液晶）やDVDレコーダーなどのデジタル家電に対する需要が引き続き旺盛であったこと、設備投資の増加を背景にパソコンの買換需要が堅調であったことから、半導体電子部品市況は期前半において堅調に推移いたしました。しかしながら、期後半に入り、これまで市場を牽引してきたデジタル家電分野において在庫調整の動きが見られたことなどから、半導体電子部品市況は調整局面を迎える状況となりました。

このような状況のもと、当社は新たに国内3カ所（京都市・浜松市・三島市）に営業拠点を開設し、また、中国をはじめとするアジアパシフィックに生産拠点を展開している日系顧客の現地調達に対する要望に応えるため、香港に現地法人を設立するなど、顧客により密着した販売体制の構築に努めて参りました。さらに、自社開発商品を「inrevium（インレビアム）」としてブランド化し、市場ニーズを取り入れた商品開発を推進するとともに、顧客の要望に応じたIC等の設計受託業務の拡大に努めるなど、開発ビジネスにつきましても積極的に推進して参りました。

この結果、当期の売上高は前期比2.7%増加の880億7千9百万円、経常利益は前期比4.5%減少の28億2千万円、当期純利益は前期比14.1%増加の19億1千6百万円となりました。

当期の売上高の品目別の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

期別 品目	第19期 (平成16年3月期)		第20期 (平成17年3月期)		
	売上高	構成比(%)	売上高	構成比(%)	増減率(%)
半導体製品	75,468	88.0	77,655	88.2	2.9
ボード製品	4,325	5.1	4,801	5.4	11.0
ソフトウェア	2,998	3.5	2,726	3.1	9.1
一般電子部品	2,944	3.4	2,897	3.3	1.6
合計	85,738	100.0	88,079	100.0	2.7

【半導体制品】

デジタル家電向け商品が全般的に堅調であり、中でも技術力を要するASICなどのカスタムICが薄型テレビ（PDP・液晶）向けに伸長しました。また、携帯電話向け専用ICが伸長したことなどから、当期の売上高は、前期比2.9%増加の776億5千5百万円となりました。

【ボード製品】

企業収益の改善を背景に設備投資が増加したことからPCマザーボードなどFA関連装置向け販売が堅調であり、また、通信機器向け音声処理ボードの販売も堅調であったことなどから、当期の売上高は、前期比11.0%増加の48億1百万円となりました。

【ソフトウェア】

幅広い技術サポートを提供しながらPOS端末を中心とした組み込みシステム機器向けなどに各種OS、ツールの拡販に努めましたが、当期の売上高は、前期比9.1%減少の27億2千6百万円となりました。

【一般電子部品】

スイッチング電源、液晶ディスプレイ、パネルPCなどを中心に拡販に努めましたが、当期の売上高は、前期比1.6%減少の28億9千7百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資総額は5億6千9百万円であり、その主なものは本社建物の取得、半導体書込み用機器の取得等であります。

当期中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充当しております。

(3) 資金調達の状況

当期において、新たな資金調達は行っておりません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社が参画しておりますエレクトロニクス業界は、シリコンサイクルの影響による周期的な変動はあるものの、デジタル化、ネットワーク化の進展を背景としたコピキタス社会の到来により、今後、更なる成長が期待されております。当社の顧客である電子機器メーカー並びに仕入先である半導体メーカーは、常に技術革新による新たな商品の開発及び新たなビジネスモデルの創出を模索しており、このような状況において半導体商社は一層の技術力が求められております。また、従来の物流、在庫管理、金融機能といった商社機能のみならず、半導体商社に対して求められる役割や機能も広がってきております。

このような環境のもと、当社は自社ブランド「inrevium（インレビウム）」商品の開発及びカスタムICを中心とした設計受託業務を強化するとともに、カスタムIC、アナログICなどの高付加価値商品の技術サポートを徹底し、顧客並びに仕入先から信頼される「No. 1 技術商社」を引き続き志向して参ります。また、市場の変化に迅速に対応するためマーケティングの強化を図り、常に顧客ニーズに沿った商品開拓及び顧客に密着した営業を推進し、安定した利益成長の実現を目指して参る所存であります。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	期 平成14年3月期	第17期 平成14年3月期	第18期 平成15年3月期	第19期 平成16年3月期	第20期(当期) 平成17年3月期
売 上 高		74,629,410	78,811,874	85,738,254	88,079,831
経 常 利 益		2,523,572	2,574,770	2,952,191	2,820,262
当 期 純 利 益		1,447,223	1,423,731	1,680,629	1,916,947
1株当たり当期純利益(円)		90,451.49	84,950.33	35,991.94	20,597.25
総 資 産		33,454,729	35,041,402	37,424,231	35,988,496
純 資 産		6,579,628	11,603,960	12,775,089	14,216,236

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。なお、第19期及び第20期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。また、第18期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 第17期は、これまで半導体市場を牽引してきたパソコン、携帯電話等の需要が減少したことなどにより、減収減益となりました。
3. 第18期は、半導体電子部品市況が本格的な回復には至らない厳しい状況の中、PLDを主力とするカスタムICなど技術サポートを要する高付加価値商品の拡販に努めたことなどにより売上高及び経常利益は増加いたしました。
4. 第19期は、デジタルカメラ、DVDレコーダー、薄型テレビ(PDP・液晶)などのデジタル家電に対する需要が旺盛であったことなどにより、増収増益となりました。
5. 第20期(当期)の状況につきましては、前記「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2. 会社の概況（平成17年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

半導体製品、ボード製品、ソフトウェア及び一般電子部品の設計、開発並びに仕入販売。

(2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 256,000株

発行済株式の総数及び資本金

発行済株式の総数 92,000株

資 本 金 2,495,750,000円

(注) 平成16年9月15日付で当社普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は46,000株増加して92,000株となっております。また、これに伴い、平成16年6月22日開催の取締役会決議に基づき、平成16年9月15日付をもって会社が発行する株式の総数を128,000株増加させ256,000株に変更しております。

株 主 数 3,994名

大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
東京エレクトロン株式会社	64,000 株	69.56 %		
東京エレクトロンデバイス社員持株会	2,629	2.85		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,630	1.77		
日本証券金融株式会社	612	0.66		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	300	0.32		
シーエムビーエルエスエーリ・ミューチャルファンド	298	0.32		
ビービーエイチクレディスイスエクイティ ファンド ルクス スモール キャップ ジャパン	243	0.26		
北 原 積	200	0.21		
栗 山 嘉 津 子	180	0.19		
クレジットスイスチューリッヒ	174	0.18		

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

該当事項はありません。

(4) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	378名	16名増	37.6歳	5.5年
女 性	184名	12名増	30.8歳	4.9年
合計または平均	562名	28名増	35.4歳	5.3年

(注) 従業員数には、退職者6名を含んでおります。

(5) 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社は東京エレクトロン株式会社であり、当社の株式を64,000株（出資比率69.56%）保有しております。親会社とは売上高3億6千4百万円、仕入高4百万円の営業上の取引があります。

(6) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 U F J 銀 行	4,000,000 ^{千円}	株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000,000		

(7) 主要な事業所

事業所名	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市都筑区東方町1番地
北 関 東 支 社	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
長 岡 サ テ ラ イ ト	新潟県長岡市殿町二丁目4番1号
東 京 サ テ ラ イ ト	東京都千代田区神田佐久間町一丁目26番地
大 阪 支 社	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
京 都 サ テ ラ イ ト	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
岡 山 サ テ ラ イ ト	岡山県岡山市駅元町1番6号
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目3番16号
水 戸 営 業 所	茨城県水戸市泉町一丁目2番4号
立 川 営 業 所	東京都立川市曙町一丁目21番1号
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番5号
三 島 サ テ ラ イ ト	静岡県三島市一番町15番19号
松 本 営 業 所	長野県松本市中央一丁目17番16号
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目11番22号
浜 岡 サ テ ラ イ ト	静岡県浜松市板屋町111番地の2
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号
横 浜 オ フ ィ ス	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番20号

(8) 役員等の状況

取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	砂 川 俊 昭	
取締役	遠 山 憲 一	インレピアムマーケティンググループ担当、 技術グループ担当
取締役	小 谷 浩	首都圏営業担当、営業推進グループ担当、 プロダクトマーケティング担当、システムプロ ダクトグループプロダクトマネージャー
取締役	佐 藤 均	管理部門担当、ITグループ担当
取締役	武 井 弘	東日本地区営業担当、北関東支社長
取締役	東 哲 郎	東京エレクトロン株式会社代表取締役会長
取締役	佐 藤 潔	東京エレクトロン株式会社代表取締役社長、 Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc. 取締役会長、 Timbre Technologies, Inc. 取締役会長、 Tokyo Electron Europe Ltd. 取締役会長
取締役	原 護	東京エレクトロン株式会社代表取締役・専務執行役員
常勤監査役	矢 崎 一 洋	
常勤監査役	木 村 嘉 男	
監査役	糸 山 武 敏	東京エレクトロン株式会社常勤監査役
監査役	原 田 芳 輝	東京エレクトロン株式会社執行役員

報酬委員会委員：佐藤均、東哲郎、原 護

指名委員会委員：小谷浩、佐藤均、東哲郎、原 護

- (注) 1. 取締役のうち東哲郎氏及び佐藤潔氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち矢崎一洋氏、木村嘉男氏、糸山武敏氏及び原田芳輝氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 平成16年6月18日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、浅倉巖氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 平成16年6月18日開催の第19期定時株主総会において、武井弘氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 平成17年3月31日付で、武井弘氏は取締役を辞任いたしました。また、同日付で原護氏は東京エレクトロン株式会社の代表取締役を辞任し取締役となり、専務執行役員を退任いたしました。
6. 決算期後の取締役の担当または主な職業の変更は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当または主な職業	変更年月日
取締役	小 谷 浩	東日本地区営業担当、営業推進 グループ担当、プロダクトマ ーケティング担当、システムプロ ダクトグループプロダクトマネ ージャー	平成17年4月1日

執行役員

平成11年6月より執行役員制度を導入いたしております。執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

氏名	担当
砂川 俊昭	代表取締役社長
遠山 憲一	インレピアムマーケティンググループ担当、技術グループ担当
小谷 浩	首都圏営業担当、営業推進グループ担当、 プロダクトマーケティング担当、システムプロダクトグループプロダクトマネージャー
佐藤 均	管理部門担当、ITグループ担当
武井 弘	東日本地区営業担当、北関東支社長
河村 清任	営業事務部長担当、ロジスティクスセンター担当、営業事務部長
穴倉 弘明	PLDソリューションプロダクトグループ担当、 セミコンダクタセールス第2グループ担当
原 俊英	西日本地区営業担当、大阪支社長

- (注) 1. 平成17年3月31日付で、武井弘氏は執行役員を退任いたしました。
2. 平成17年4月1日付で、大崎正之氏（ジェネラルプロダクトグループプロダクトマネージャー）及び徳重敦之氏（インレピアムプロダクトグループプロダクトマネージャー）が新たに執行役員に選任されました。

(9) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

平成16年9月16日発行の新株予約権

- 1) 新株予約権の数
150個（新株予約権1個につき2株）
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 300株
- 3) 新株予約権の発行価額
無償

当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

平成16年9月16日発行の新株予約権

- 1) 発行した新株予約権の数
150個（新株予約権1個につき2株）
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 300株
- 3) 新株予約権の発行価額
無償

- 4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額
1株当たり 340,439円
- 5) 新株予約権の行使期間
平成18年8月1日から平成26年5月31日まで
- 6) 新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権の分割行使はできないものとする。(新株予約権1個を最低行使単位とする。)
 - イ. 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社、当社関連会社、当社親会社または当社親会社の子会社の取締役、監査役または従業員等の地位にあることを要する。
 - ウ. 上記イ.にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができる。
 - エ. 上記イ.にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社、当社関連会社、当社親会社または当社親会社の子会社の取締役、監査役または従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができる。
 - オ. 上記イ.にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社、当社関連会社、当社親会社または当社親会社の子会社の取締役、監査役または従業員等の地位を退任または退職した場合には、当該退任または退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる。
 - カ. その他の権利行使の条件等は、当社第19期定時株主総会及び平成16年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるとおりとする。
- 7) 新株予約権の消却事由及び条件
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。
 - イ. 対象者が取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 8) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

9) 新株予約権の有利な条件の内容

新株予約権を当社の取締役及び従業員（執行役員）に対して無償で発行した。

10) 新株予約権の割当を受けた者の氏名及び割当を受けた新株予約権の数等

ア. 当社取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
砂川俊昭	40個	普通株式 80株
遠山憲一	19個	普通株式 38株
佐藤均	19個	普通株式 38株
小谷浩	18個	普通株式 36株
武井弘	18個	普通株式 36株
合計	114個	普通株式 228株

イ. 当社従業員

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
河村清任	12個	普通株式 24株
穴倉弘明	12個	普通株式 24株
原俊英	12個	普通株式 24株

ウ. 当社従業員に対して割当てた新株予約権の状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	割当てた者の総数
当社従業員	36個	普通株式 72株	3名

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

14,000千円

上記の額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の額

14,000千円

上記の額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	35,988,496	(負債の部)	21,772,259
流動資産	33,510,957	流動負債	15,824,119
現金及び預金	879,284	買掛金	8,585,603
受取手形	620,288	短期借入金	5,000,000
売掛金	20,597,616	未払金	1,203,295
商品	10,649,739	未払法人税等	398,204
前払費用	40,718	前受金	79,185
未収金	390,258	預り金	50,233
繰延税金資産	282,437	賞与引当金	431,536
その他の流動資産	63,369	その他の流動負債	76,061
貸倒引当金	12,755	固定負債	5,948,140
固定資産	2,477,538	長期借入金	3,000,000
有形固定資産	765,344	退職給付引当金	2,664,799
建物	533,002	役員退職慰労引当金	94,841
構築物	15,979	預り保証金	188,500
工具器具備品	216,362		
無形固定資産	243,514	(資本の部)	14,216,236
ソフトウェア	237,630	資本金	2,495,750
電話加入権	5,884	資本剰余金	2,054,850
投資その他の資産	1,468,679	資本準備金	2,054,850
子会社株式	46,480	利益剰余金	9,665,636
子会社出資金	20,785	利益準備金	200,000
長期差入保証金	195,287	任意積立金	7,200,000
長期前払費用	11,869	別途積立金	7,200,000
繰延税金資産	1,118,841	当期末処分利益	2,265,636
その他の投資	75,414		
資産合計	35,988,496	負債・資本合計	35,988,496

損 益 計 算 書

(自 平成16年 4月 1日
至 平成17年 3月 31日)

(単位：千円)

経 常 損 益 の 部	営 業 収 益	88,079,831		
	営 業 上 高 営 業 費 用 売 上 原 価 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	76,413,804 8,559,392	84,973,197	
損 益 の 部	営 業 利 益		3,106,633	
	営 業 外 収 益 受 取 利 息 雑 収 入 営 業 外 費 用 支 払 利 息 債 権 譲 渡 損 新 株 発 行 費 為 替 差 損 雑 損	295 26,321 99,405 110,579 6,241 89,137 7,623	26,616 312,987	
	経 常 利 益		2,820,262	
	特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
		厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	472,646 2,055	474,701
		特 別 損 失		
		固 定 資 産 売 却 損 固 定 資 産 除 却 損 ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	175 17,687 1,390	 19,253
		税 引 前 当 期 純 利 益		3,275,709
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,226,777		
法 人 税 等 調 整 額		131,985	1,358,762	
当 期 純 利 益			1,916,947	
前 期 繰 越 利 益			578,689	
中 間 配 当 額			230,000	
当 期 未 処 分 利 益			2,265,636	

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～45年

工具器具備品 2～15年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における

利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年以内）に基づく定額法によっております。

(5) 繰延資産の処理方法

新株発行費は、支出年度の費用として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金：従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

退 職 給 付 引 当 金：従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

(追加情報)

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年1月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。当期末日現在における損益に与えている影響額は、特別利益として472,646千円計上しております。

役員退職慰労引当金：役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末退職金要支給額を計上しており、これは商法施行規則第43条に該当する引当金であります。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（先物為替予約）

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(9) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(10) 会計処理の変更

当社は、為替予約取引の処理につきまして、従来は時価評価し評価差額を損益として処理する方法を採用しておりましたが、当期よりヘッジ会計による処理に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益は44,763千円増加しております。

3. 貸借対照表注記

(1) 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 15,434千円

短期金銭債務 8,635千円

(2) 支配株主に対する金銭債権債務

短期金銭債権 106,386千円

短期金銭債務 3,947千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

559,565千円

(4) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、パソコン等についてはリース契約により使用しております。

(5) 保証債務

子会社のリース債務等に対する保証 75,920千円

4. 損益計算書注記

(1) 子会社との取引高

売上高 2,491千円

仕入高 86,523千円

(2) 支配株主との取引高	
売上高	364,034千円
仕入高	4,093千円
資産購入高	375,190千円
(3) 1株当たり当期純利益	20,597円25銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	1,916,947千円
普通株主に帰属しない金額	22,000千円
普通株式に係る当期純利益	1,894,947千円
期中平均株式数	92,000株

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金	額
当期末処分利益		2,265,636,885
利益処分額		
(1) 株主配当金 (1株につき3,000円)	276,000,000	
(2) 取締役賞与金	22,000,000	
(3) 任意積立金 別途積立金	1,300,000,000	1,598,000,000
次期繰越利益		667,636,885

(注) 平成16年12月6日に230,000,000円(1株につき2,500円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成17年4月26日

東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 宮 下 英 次 ㊞

公認会計士 杉 浦 文 彦 ㊞

公認会計士 石 井 和 人 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第20期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第20期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取り、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 公認会計士 宮下英次氏、公認会計士 杉浦文彦氏及び公認会計士 石井和人氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年4月28日

東京エレクトロン デバイス株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 崎 一 洋 ㊟

常勤監査役 木 村 嘉 男 ㊟

監 査 役 糸 山 武 敏 ㊟

監 査 役 原 田 芳 輝 ㊟

- (注) 監査役矢崎一洋、監査役木村嘉男、監査役糸山武敏及び監査役原田芳輝は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 92,000個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第20期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（17頁）に記載のとおりであります。

当社の配当政策は、株主重視を経営の最重要事項の一つと位置づけ、業績連動型・収益対応型配当の継続的实施を基本方針としております。

この方針のもと、当期末の株主の皆様への配当金につきましては、業績等を勘案し、1株につき3,000円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当を加えました通期の配当金は、1株につき5,500円となります。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任されます取締役の任期は、当社定款の規定により、他の現任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
古垣圭一 (昭和22年8月31日生)	昭和46年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年12月 同社取締役 平成8年6月 東京エレクトロンFE株式会社専務取締役 平成12年4月 同社取締役社長 平成15年4月 東京エレクトロン株式会社執行役員 Tokyo Electron Korea Ltd. 取締役社長 平成17年4月 当社理事 (現在に至る)	

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、矢崎一洋氏及び木村嘉男氏の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	矢崎 一 洋 (昭和20年9月26日生)	昭和59年10月 東京エレクトロン株式会社入社 平成11年4月 東京エレクトロン山梨株式会社(現 東京エレクトロンAT株式会社)取締役 平成13年7月 同社常務取締役 平成14年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	49株
2	遠山 憲 一 (昭和22年3月8日生)	昭和58年5月 東京エレクトロン株式会社入社 平成6年4月 東京エレクトロンFE株式会社取締役 平成8年10月 当社常務取締役 平成11年6月 当社取締役退任 平成14年6月 当社取締役 (現在に至る)	7株

- (注) 1. 矢崎一洋氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. 遠山憲一氏は、本総会終結の時をもって、当社取締役を辞任されます。

第4号議案 会計監査人1名選任の件

当社の会計監査人であります公認会計士 宮下英次氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その後任として新たに会計監査人1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	事務所	略歴
鈴木 智 喜 (昭和47年1月27日生)	東京都港区虎ノ門一丁目 18番1号 公認会計士 桜友共同事務所	平成10年4月 公認会計士登録 平成13年3月 公認会計士 桜友 共同事務所構成員 (現在に至る)

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任されます遠山憲一氏及び本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます木村嘉男氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の内規に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
遠山 憲一	平成14年6月 当社取締役 (現在に至る)
木村 嘉男	平成11年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

ストックオプションの実施を目的として、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主価値を重視した経営の推進を図るため、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行する。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の取締役及び執行役員
3. 新株予約権発行の要領
(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式350株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整されうる。

(2) 新株予約権の個数

350個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式数は1株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整されうる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の分割行使はできないものとする。

(新株予約権1個を最低行使単位とする。)

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(9) 株式交換、株式移転による新株予約権の完全親会社への承継

当社が完全子会社となる株式交換、株式移転を行う場合は、新株予約権を完全親会社に承継させることができる。

新株予約権の目的となる株式の種類は、完全親会社となる会社の普通株式とし、その数は、(1)及び(2)に定められる株式数（調整が行われていた場合には、調整後の株式数）に当社株式1株に対する完全親会社株式の割当比率を乗じて決定し、1株の100分の1未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

承継後の新株予約権の権利行使に際して払込をなすべき1株当たりの払込金額は、次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

$$\text{承継後の払込金額} = \frac{\text{承継前の払込金額} \times 1}{\text{当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率}}$$

承継後の新株予約権の権利行使期間は、(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間が到来している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より(5)に定める期間満了日までとする。

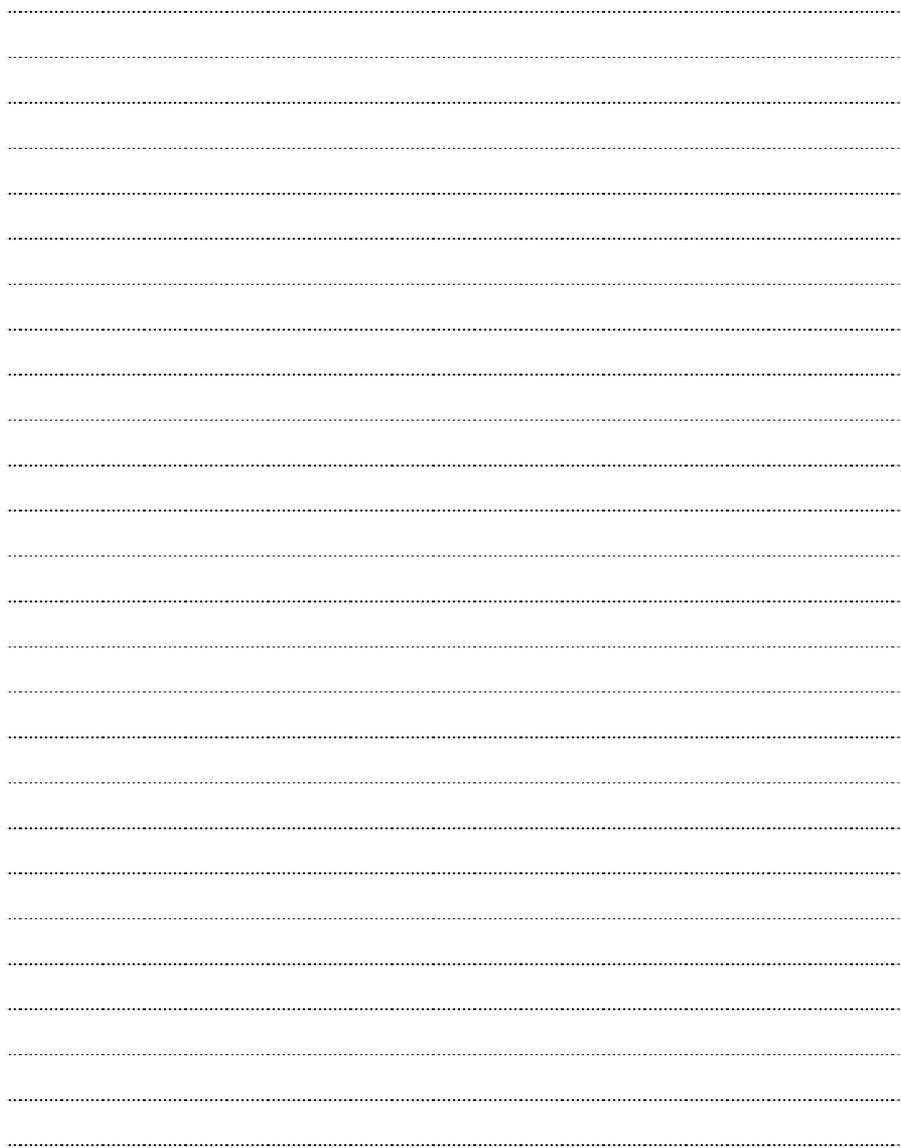
承継後の新株予約権についての行使条件及び消却は、(6)及び(7)に定めるところと同様とする。

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

(10) その他の事項

新株予約権に関する細目事項を含めたその他の事項については、本総会後に開催される取締役会決議及び同決議に基づく新株予約権割当契約により定める。

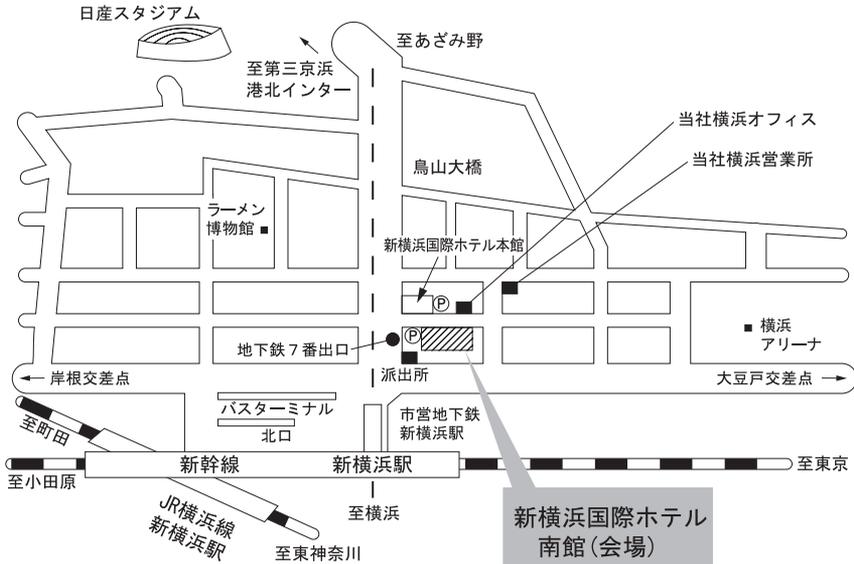
以 上



会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館2階「チャーチル」
電話 (045) 473 - 1311 (代表)

ご案内図



交通 JR新横浜駅北口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄新横浜駅7番出口 徒歩約3分